

不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分公告がされたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和7年10月14日から 令和7年12月12日まで	豊橋市牟呂町字境松、 字三ツ山、字外神、字 坂津及び字若宮の全 部 同町字一本木、字八王 子及び字内田の各一 部 豊橋市新栄町字牟呂 下及び字一本木の各 一部 豊橋市小向町字内田 の一部 (豊橋支局管内)	土地区画整理事業